

基本目標

8 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

【現状と課題】

DVやセクシュアル・ハラスメント、性暴力、売買春などは、重大な人権侵害で、男女共同参画の推進を阻むものであり、その被害者の多くは女性です。

平成 21 年度(2009 年度)の市民アンケートでは、配偶者や恋人など親密な関係にある相手からの暴力であるDVについて、最近の 5 年間に、暴言などを含めた何らかの暴力を受けたことがある女性は 11.7%で、男性の 5.5%を大きく上回っています。

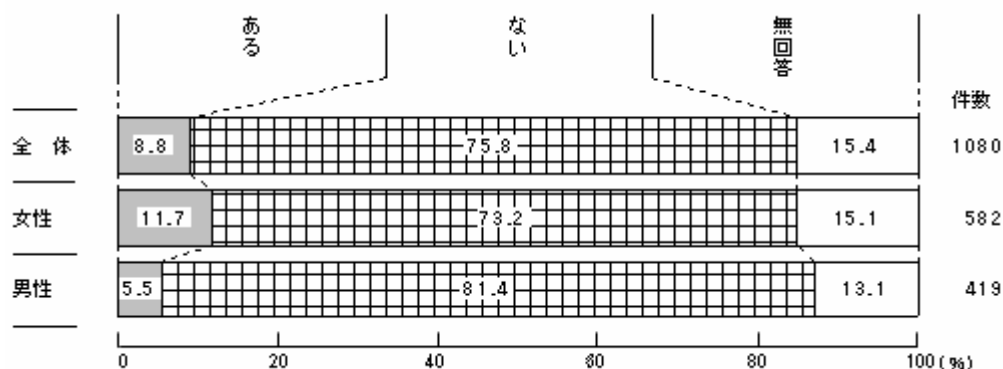
こうした中、広島市は平成 21 年(2009 年)12 月に「広島市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、被害者や関係者からの相談を受け、被害者の保護、自立に向けた支援を行っています。

今後は、平成 22 年(2010 年)5 月に策定した「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」に基づき、配偶者からの暴力を許さない市民意識の醸成や被害者への相談支援の充実などに取り組む必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であると同時に、個人の能力発揮を妨げるものでもあります。職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止はもとより、学校や地域活動の場など職場以外でのセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発や相談支援の充実を図る必要があります。

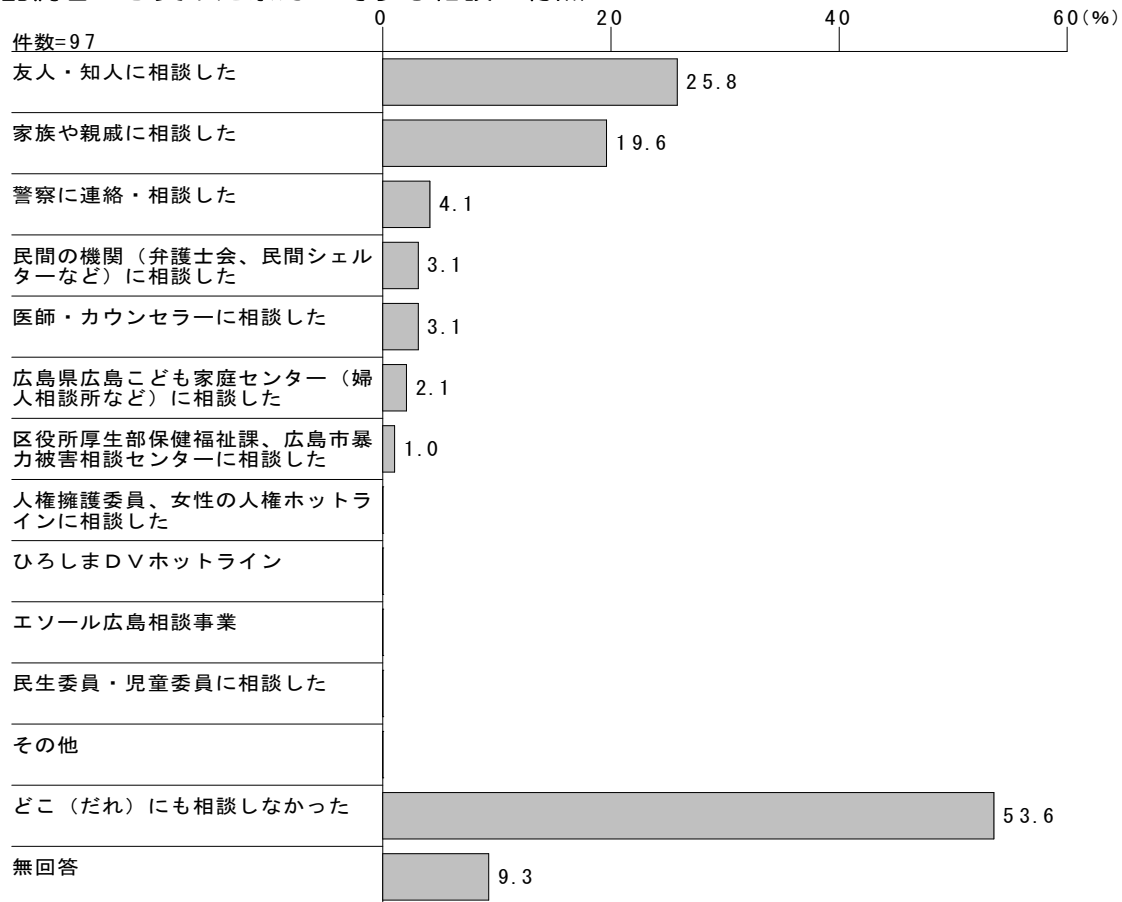
さらに、子どもに対する暴力を根絶するための予防・啓発等の充実を図るとともに、被害を受けた子どもに対しては関係機関と連携した支援を行うなど、未来を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう、安全で安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組む必要があります。

《配偶者、恋人などからの暴力の経験の有無について》



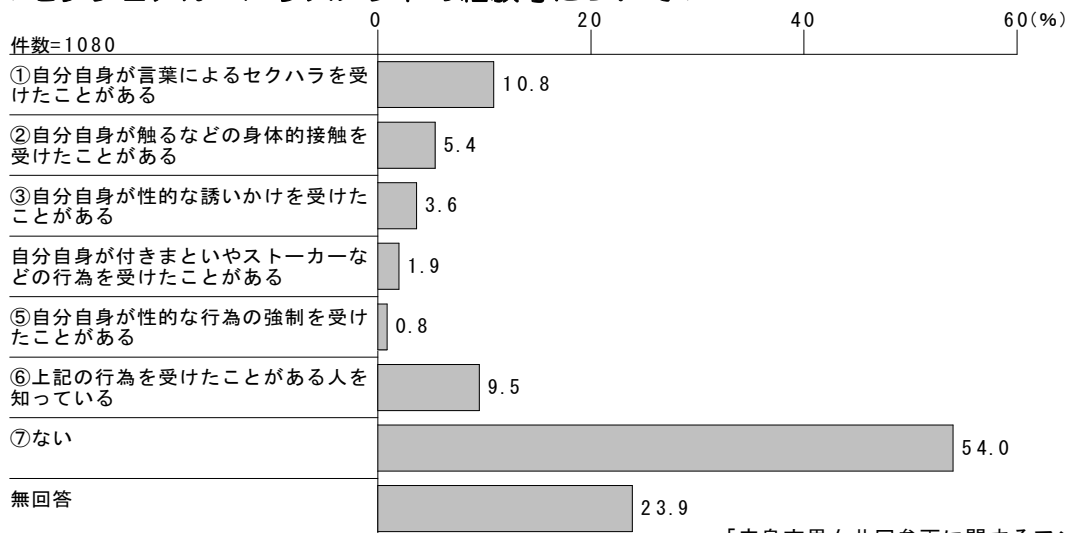
「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成 21 年度)」

《配偶者から受けた暴力に対する相談の有無》



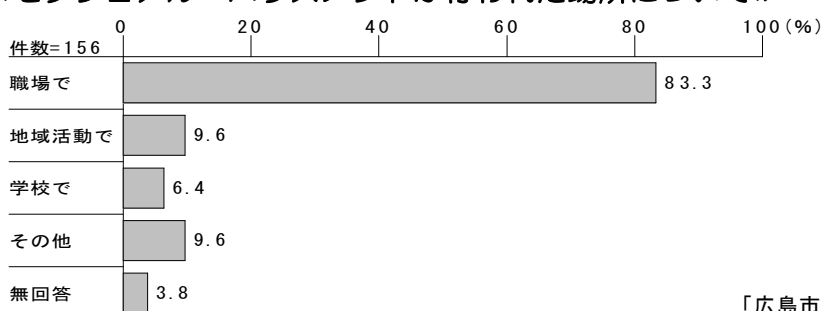
「広島市男女共同参画に関するアンケート調査（平成 21 年度）」

《セクシュアル・ハラスメントの経験等について》



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査（平成 21 年度）」

《セクシュアル・ハラスメントが行われた場所について》



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査（平成 21 年度）」

基本施策	1 女性に対するあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応
------	------------------------------

女性に対する暴力は、女性の人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、実態に即した相談や啓発を行います。

(1) 女性に対するあらゆる暴力についての実態把握と対応

ア 実態の把握

関係機関・団体との情報交換等を通じ、女性に対するあらゆる暴力の実態を把握します。

※ 具体的取組

- 関係機関連絡会議の開催 [市民局]
- 実態調査の実施 [市民局]

イ 相談体制の充実

関係機関との連携などにより、女性に対するあらゆる暴力についての相談体制の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 暴力被害相談センターの運営 [市民局]
- 婦人相談事業 [市民局]
- 警察、弁護士、人権擁護委員、民生委員・児童委員等との連携の推進 [市民局]

(2) 啓発の推進及び教育・学習の充実

ア 広報・啓発の実施

実態についての広報や関係法令の周知などにより、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「でゅえっと HIROSHIMA」の発行【再掲】 [市民局]
- 「減らそう犯罪」推進事業 [市民局]
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施 [市民局]
- 地域の各種会合を活用した啓発活動の推進 [市民局]

イ 人権尊重についての教育や学習の充実

女性に対する暴力が決して許されるものではなく、社会的な問題であるという認識を深めるため、学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて、人権尊重についての教育・学習の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 各学校における人権教育などの実施 [教育委員会]
- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 人権標語の募集 [市民局]
- 男女平等教育に関する年間指導計画の作成の検討【再掲】 [教育委員会]
- 男女共同参画拠点施設における学習・研修の支援【再掲】 [市民局]
- 地域団体等への人権啓発指導員の派遣 [市民局]

(3) 女性に対する暴力のない安心して暮らせるまちづくりの推進

ア 市民の活動への支援

安心して暮らすことのできるまちづくりに向けた市民の自主的な活動への支援を行います。

※ 具体的取組

- 地域安全活動事業補助 [市民局]
- 防犯組合連合会補助 [市民局]

- 「減らそう犯罪」推進事業【再掲】 [市民局]

(新) 自助グループの育成支援の検討 [市民局]

イ 警察など関係機関との連携

安心して暮らすことのできるまちづくりのため、警察など関係機関との連携を図ります。

※ 具体的取組

- 広島県被害者支援連絡協議会への参画 [市民局]

基本施策

2 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者への支援の充実

「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」（平成 22 年（2010 年）5 月策定）に定めるとおりとします。

※「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」の概要

<基本理念>

「配偶者からの暴力のない社会の実現を目指して」

<基本目標>

(1) 配偶者からの暴力を許さない市民意識の醸成

DVを根絶するためには、家庭や地域、職場などあらゆる場において、DVは単なる夫婦喧嘩とは異なり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという理解を進める必要があります。このため、DVや「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」などについて、市民に広く啓発するとともに、若年層に対しては、婚姻関係のない交際相手からの暴力（デートDV）の防止に向けた教育・啓発に取り組みます。

また、被害者を発見した場合、警察や広島市配偶者暴力相談支援センターに通報や相談を行うよう、市民や医療関係者等に啓発を行い、DVを早期に発見し、被害対応が行えるよう取り組みます。さらに、加害者更生に関する取組の調査研究を進めます。

【施策の方向性】

- ア 教育・啓発の推進
- イ 通報や相談窓口に関する情報提供
- ウ 加害者更生に関する取組

(2) 被害者への相談支援の充実

被害者からの相談に迅速かつ的確に対応するため、広島市配偶者暴力相談支援センターの相談支援等を充実するとともに、相談機関相互の連携を強化します。

また、相談員の技術向上や窓口業務に携わる職員の研修などの充実に努めます。

【施策の方向性】

- ア 相談支援の充実
- イ 相談機関相互の連携強化
- ウ 相談員等の資質向上及び研修の充実

(3) 被害者の保護体制の充実

身に危険が迫り、避難が必要な被害者に対し、緊急に安全の確保を行う必要があります。このため、被害者の状況に応じ、意思を尊重した上で迅速な一時保護が行われるよう同行支援等を行うとともに、一時保護につなげるまでの宿泊等を含む緊急時の安全の確保を行います。

また、被害者保護の観点から被害者の情報管理の徹底を行います。

さらに、保護命令制度の利用についての情報提供や助言、書類作成の援助などを行います。

【施策の方向性】

- ア 被害者の安全の確保
- イ 保護命令制度への対応

(4) 被害者の自立支援の充実

被害者が自立して生活するに当たり、安全な住居の確保や就業、生活費の問題、子どもの就学の問題等、様々な問題に直面します。このため、住宅の確保や就業に向けた支援、生活費等の経済的支援など、生活全般にわたり幅広い支援を行います。

また、心身に深い傷を負った被害者が、各種支援制度の利用に関する手続を行うことは困難です。このため、被害者のニーズに応じた適切な支援制度の情報を提供するとともに、手続の同行支援やワンストップサービス化、各種福祉制度の活用及び市民による被害者支援活動を推進します。

【施策の方向性】

- ア 住宅の確保に向けた支援
- イ 就業に向けた支援
- ウ 経済的支援等の生活支援

(5) 関係機関との連携の強化

被害者支援には、福祉事務所、県婦人相談所、警察、裁判所、児童相談所など関係機関との連携が不可欠であり、関係機関連絡会議などを通じて、情報交換や連携協力を進めます。

また、相談や支援に関する被害者からの苦情に対し、迅速かつ適切に処理が行われるよう取り組みます。

【施策の方向性】

- ア DV対策関係機関の連携強化
- イ 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化
- ウ 苦情処理体制の確立

基本施策	3 セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実
------	-------------------------------

職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策とともに、職場以外でのセクシュアル・ハラスメント防止のための取組を推進します。また、条例に規定する「相談の申出への対応」について適切な措置を行います。

(1) 防止対策の推進

ア 職場における防止対策

セクシュアル・ハラスメントについての認識を深めるため、セミナーの開催などにより事業者や男女労働者に対する啓発や情報提供を行います。

※ 具体的取組

- 事業所向け男女共同参画支援講座【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]
- ⑧ ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]
- ⑧ 男女共同参画拠点施設における総合相談の実施【再掲】 [市民局]

イ 広島市の職員や教員に対する研修の充実と指導の徹底

広島市におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、職員や教員に対する研修の充実と指導の徹底を図ります。

※ 具体的取組

- 職員研修の実施 [企画総務局、教育委員会]
- 服務規律についての冊子等を活用した服務研修の充実と指導 [企画総務局、教育委員会]
- ⑧ 具体的事例の発信による庁内LANを活用した啓発 [企画総務局]

ウ 地域活動の場における防止対策

地域活動の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため、町内会やボランティア、NPO等に対する啓発や相談支援の充実を図ります。

※ 具体的取組

- ⑨ 人権擁護委員と連携した相談支援【再掲】 [市民局]
- ⑨ 男女共同参画拠点施設における総合相談の実施【再掲】 [市民局]

(2) 被害者への支援

ア 相談体制の整備、充実

労働局など関係機関と連携し、セクシュアル・ハラスメントの被害者を支援するための相談体制の整備・充実に取り組みます。

※ 具体的取組

- 市職員に対する相談体制の充実 [企画総務局]
- ⑨ 労働局など関係機関との連携の推進 [市民局]
- ⑨ 人権擁護委員と連携した相談支援 [市民局]
- ⑨ 男女共同参画拠点施設における総合相談の実施【再掲】 [市民局]
- ⑨ 市立学校に設置している児童生徒や保護者のための相談窓口における対応 [教育委員会]

基本施策

4 女性や子どもに対する性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進

関係機関等と連携して、女性や子どもに対する性暴力、売買春などの根絶に向けた対策を進め、暴力のない安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組みます。

(1) 女性に対する性暴力や売買春などの根絶に向けた対策の推進

ア 防止に向けた啓発の推進

実態についての広報や関係法令の周知など女性に対する性暴力や売買春の根絶に向けた啓発を推進します。

※ 具体的取組

- 婦人相談事業【再掲】 [市民局]
- 国からの情報誌等の配布などによる情報提供【再掲】 [市民局]
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施【再掲】 [市民局]

イ 相談体制の充実

関係機関や民間団体との連携などにより、女性に対する性暴力や売買春についての相談体制の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 婦人相談事業【再掲】 [市民局]
- ⑨ 警察、弁護士、人権擁護委員、民生委員・児童委員等との連携の推進【再掲】 [市民局]
- ⑨ 性暴力被害者に対する相談体制の整備 [市民局]

(2) 子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進

ア 防止に向けた啓発や防犯・安全対策の推進

子どもに対する性暴力を防止するため、関係機関が連携し広報・啓発活動に努めるとともに、地域においては、通学路や公園等における防犯・安全対策に取り組みます。

※ 具体的取組

- ⑨ 児童虐待防止対策事業 [こども未来局]
- ⑨ 子どもの安全対策推進事業 [教育委員会]

イ 早期発見・早期対応と被害を受けた子どもへの支援

児童相談所や学校、保育園等の関係機関の連携により、早期発見・早期対応に努めるとともに、性暴力被害を受けた子どもに対する支援に取り組みます。

※ 具体的取組

⑨ 児童虐待防止対策事業【再掲】 [こども未来局]

⑨ 性暴力被害を受けた児童等を発見した者の通告義務の周知徹底 [こども未来局]

施策の目標（指標）

	施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
	市内で発生する犯罪を減らす （市内における刑法犯認知件数）	件	13,821 （平成 21 年）	12,773 （平成 27 年）
⑨	過去 1 年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす	%	4.2 （平成 21 年度）	2 （平成 32 年度）
⑨	DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす	%	29 （平成 21 年度の国の数値）	67 （平成 27 年度）
⑨	DVの被害を受けた後、公的機関に相談した人の割合を増やす	%	13.4 （平成 21 年度）	30 （平成 32 年度）